原 産 品 申 告 書

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 | | | |
| No. | 2. 産品の概要  品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合) | 3. 関税分類番号 (6桁、 HS 2012) | 4. 適用する原産性の基準 (WO、 PE、 PSR)  適用するその他の原産性の基準  (DMI、 ACU) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 5. その他の特記事項   * 第三国インボイス | | | |

6. 以上のとおり、2．に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

作成者の住所又は居所

代理人の氏名又は名称

代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（□輸入者、□輸出者、□生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 品目別規則を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

（規格Ａ４）

記　載　要　領

1. 産品の概要（品名、関税分類番号）

必須の記載項目である。

1. 産品の概要（積送される貨物を確認するための情報）

豪州から本邦までの輸送において第三国での積み替え又は一時蔵置等の取扱いがあった場合に、積み替え等の場所及びその事実を記載するものとする。

（通し船荷証券の写し又は非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書等の提出が不可能である場合において、関税法基本通達68-5-1（1）ハを適用するときに限る。）

1. 産品の概要（欄の追加）

４欄以上を要する場合には、本原産品申告書と一体であることが確認できるように作成するものとする。

1. 関税分類番号

統一システム（2012年版）に従い６桁番号の水準までの関税分類番号を記載する。

1. その他の特記事項

輸入申告時のインボイスの発行者が、第三国に所在する者であって原産品申告書上の輸出者と別の者である場合は、「第三国インボイス」のボックスにチェックを付すとともに、取引が分かる関係書類を添付する。なお、原産品申告書発給の時点で輸入申告時に使用するインボイス番号が不明の場合は、「第三国インボイス」のボックスにチェックを付すとともに、輸出者のインボイス番号及び日付を記入し、インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載する。

1. 作成者

本申告書は、輸入者、輸出者又は生産者が作成することができる。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。